

令和4年度



第4期日野市食育推進計画  
評価結果報告書



令和5年6月

## <目次>

第4期日野市食育推進計画について……………	1
令和4年度評価の方法について……………	1
令和4年度評価内容	
主管課評価……………	2
食育推進会議評価……………	2
食育推進会議評価結果を受けて……………	3
第4期日野市食育推進計画 令和4年度評価結果概要（食育推進会議）……………	4
第4期日野市食育推進計画 令和4年度評価結果(詳細)……………	5

## <資料>

日野市みんなですすめる食育条例……………	9
日野市食育推進会議の概要……………	13

## 第4期日野市食育推進計画について

設定期間:令和4年度(2022年度)~令和8年度(2026年度)までの5年間

《基本理念》 生涯にわたって  
健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育む

上記を掲げ基本目標1~3を設定  
基本目標の下に取組指標を設定し、進行管理を行います。

## 令和4年度評価の方法について

・評価体制:『主管課評価』 → 『食育推進会議』の2段階で実施。

『主管課評価』 取組指標について、担当している課が評価  
※令和5年度の組織改正により「学校課」は「学務課」に名称変更

『食育推進会議』 施策の方向性ごとに、  
市民委員・有識者委員からなる食育推進会議で評価

・主管課の評価基準  
下記2段階で設定

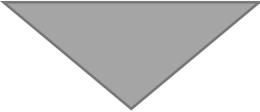
○:目標値に到達した  
×:目標値に到達しなかった

・食育推進会議 評価基準  
(1)評価の基本的な考え方  
各主管課の取組(取組指標)によって、  
食育がどれだけ推進されたか  
(2)評価点 下記5段階で設定  
5:大いに達成できた  
4:やや達成できた  
3:どちらともいえない  
2:やや達成できなかった  
1:達成できなかった

# 令和4年度評価内容

## 主管課評価

- ・主管課が食育推進計画で設定した数値目標(取組指標)の達成状況についての評価を行いました。
- ・主管課での評価結果は15の取組指標について  
「○:目標値に到達した」……12  
「×:目標値に到達しなかった」…3



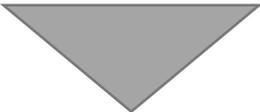
## 食育推進会議評価

- ・上記「主管課評価」をふまえ、取組指標の達成状況についての評価を行いました。
- ・「食育推進会議」の審議結果報告を受け、令和4年度の評価結果として市民へ公表していきます。
- ・食育推進会議での評価結果は7つの施策の方向性に対し、  
「5:大いに達成できた」…4  
「4:やや達成できた」…3
- ・「食育推進会議」の施策の方向性の評価結果は、  
次ページ『第4期日野市食育推進計画令和4年度評価概要  
(食育推進会議)』を参照してください。



次ページへ

つづき



## 食育推進会議評価結果を受けて

- ・新型コロナウイルス感染症流行の影響がある中、各課が工夫して、できる限りの活動をしてきたことは評価されました。  
一方で、周知啓発方法には更なる工夫が必要であり、市広報誌やSNSの活用、動画配信など様々な手法を組み合わせる必要があるとされました。
- ・「食育推進会議」の評価結果をもって各主管課にフィードバックします。  
本評価を含め主管課で検討し、今後の取り組みや改善につなげていきます。

第4期日野市食育推進計画 令和4年度評価結果概要（食育推進会議）

基本目標	施策の方向性	評価	評価コメント
1 食からの健康づくりを推進します(重点)	1. ライフステージに応じた健全な食生活を実践します	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食が完了した1歳前後から幼稚園に入るまでの子どもへのアプローチを考えていけるとよい。</li> <li>・パネル展示は一部の人しか目に入らないという欠点がある。市広報誌の表紙の活用、様々な場所にポスターを掲示する等インパクトのあるものにした方が普及効果があるのではないか。</li> <li>・「通いの場」での講話は反応が得やすく良い取り組みである。一方で、「通いの場」への参加が難しい高齢者に対してもアプローチができるとよりよいのではないか。スマホなどから閲覧できるような動画の配信や資料を配布し高齢者自身で学んでもらうような取り組みを行うことで、さらに低栄養の普及啓発ができるのではないか。また、高齢者のみならず、高齢者を見ている家族など周囲の人々に対しても普及啓発ができるとよい。</li> </ul>
	2. 食の安全・安心に対する理解を深めます	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9/1防災の日、3/11東日本大震災の日等と関連付けて周知啓発が出来るるとよい。</li> <li>・市内施設の避難訓練時に備蓄の必要性についての講話を行うなど、ホームページ以外の周知啓発もよいのではないか。</li> <li>・LINEやTwitterやメディアなどの幅広い発信は効果が高い。</li> </ul>
2 食を通じて、豊かな心を育てます	1. 多様な暮らしにおける食への理解を深めます	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の食育だより等で保護者にどれだけ伝わっているか疑問である。保護者へのアンケート調査などで周知啓発の効果測定ができるとよいのではないか。</li> <li>・家庭での食育は大切だが、食事を作るのが苦手な親も多い。そういう人達に対しての周知啓発方法も考えていかななくてはならない。</li> <li>・子ども自らが必要最低限の家事や炊事に取り組むことができるような機会の創出と教育をしていくことで、子どもの未来につながっていくのではないか。</li> </ul>
	2. 次世代へ食文化を継承します	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事食への取り組みは小学校以降も同じペースで取り組めるとよいのではないか。</li> <li>・核家族化が進む中、家庭での実施が難しい状況にある。親子で体感できるような学びの場を設け、実施する機会の創出とハードルを下げることで、家庭での実施率も上がる可能性がある。</li> <li>・必ずしも実施回数が多いから食育ができていくという訳ではないので、回数だけにこだわることなく、地道に活動を続けていくことが大切である。</li> <li>・各施設の設備に合わせて、メニューの内容を工夫する等再検討が必要である。</li> <li>・調理体験に和メニューが増えるとよりよいのではないか。</li> <li>・令和5年度はより活動ができることを期待している。</li> </ul>
3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます	1. 地産地消を推進します	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症流行の影響もある中、よく取り組んでいると感じる。令和5年度に期待する。</li> <li>・出張販売だけでなく、JA等での販売についても目標回数に取り入れてよいのではないか。</li> <li>・日野産農産物の出張販売は数をこなすのが難しいだろう。グルメイベントへの出店なども増えるとういのではないか。</li> <li>・販売・運営スタッフの高齢化や負担の増加があるのではないか。拡大・継続のために、若いスタッフの育成を視野に入れていく必要があるのではないか。</li> </ul>
	2. 農業体験を推進します	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症流行の影響もある中、よく取り組んでいると感じる。令和5年度に期待する。</li> <li>・市民のファーマーズセンターの使用回数も数値に入れてもいいのではないか。</li> </ul>
	3. 食品ロス削減を推進します	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課のテーマが重なる部分を凝縮した内容に整理することで、市広報誌を有効活用できるのではないか。</li> </ul>

評価基準

- 5:大いに達成できた
- 4:やや達成できた
- 3:どちらともいえない
- 2:やや達成できなかった
- 1:達成できなかった

## 第4期日野市食育推進計画 令和4年度評価結果(詳細)

## 基本目標 1 食からの健康づくりを推進します(重点)

&lt;施策の方向性&gt;

(1)ライフステージに応じた健全な食生活を実践します  
③健全な食生活の普及啓発

取組内容	担当課	取組指標	ペースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	主管課評価					食育推進会議評価	
						実施内容 【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
乳幼児・児童・生徒やその保護者に対し、朝食摂取の大切さを周知する。	保育課	朝食摂取の普及啓発回数	2回/年	2回以上/年	7回	・食育だより 5回 ・保護者懇談会 1回 ・朝ごはんカード 1回	○	保育園からの配布物はおおむね好評。新型コロナウイルス感染症の影響で調整が必要な部分がありながらも、概ね計画通りに実施できた。	家庭状況が各家庭によって異なるため、よりきめ細かな対応の継続が必要。	より一層、誰もが取り組みやすいような情報を提供していく。		
	学務課		-	3回/年	3回/年	各学校から保護者へ向けたおたより等により「朝食摂取の大切さ」を周知した。	○	計画通り実施することができた。	市計画に関連した食育に関する周知啓発事項が複数有り、管理が煩雑となっている(すくすくプラン、食育推進計画、子どもの貧困対策等)。	周知を継続する。		
生活習慣病予防のため、健全な食生活を形成するための普及啓発を行う。	健康課	食生活改善のパネル展示回数	4回/年	6回/年	7回	・パネル展示 7回 @イオンモール、多摩平ふれあい館、七生支所<テーマ> 食育月間(6月)、食生活改善普及運動月間(9月)、フレイル予防(2月) ・広報「食育コラム」掲載 2回<テーマ> 食生活改善普及運動月間(9月)、フレイル予防(2月)	○	「フレイル予防」は高齢者から反響があり、広報掲載は印象に残りやすいことが分かった。	・パネル展示スペースに制約があり、確保が課題である。 ・パネルを見た方の反応が分からない。 ・食育として周知啓発を行うテーマが多いため、広報紙面を確保するのが難しい。	・計画的に展示スペースを確保する。 ・パネルを見た方の意見などを拾えるようパネル展示アンケートの実施を検討する。 ・イベントの活用など、広報以外の情報発信方法を検討する。	5	・「通いの場」での講話は反応が得やすく良い取り組みである。一方で、「通いの場」への参加が難しい高齢者に対してもアプローチができるか、よりよいのではないか。スマホなどから閲覧できるような動画の配信や資料を配布し高齢者自身で学んでもらうような取り組みを行うことで、さらに低栄養の普及啓発ができるのではないか。また、高齢者のみならず、高齢者を見ている家族など周囲の人々に対して普及啓発ができるとよい。
フレイル予防のため、低栄養についての普及啓発を行う。	健康課	高齢者の「通いの場」での栄養講話実施回数	-	18回/年	25回	・高齢者の保健と介護予防の一体的実施の取組の一つとして、健康講話を実施した。(25回/334人) ・ポスター「さあにぎやかにいただく」を作成、医療機関、歯科医療機関等に掲示を依頼した。(約120か所)	○	講話を聞いて自身の食生活の改善点に気づき、個別相談につながったケースもあり、低栄養予防には効果があったといえる。	「通いの場」に参加しない高齢者への周知方法の検討が必要である。	・「通いの場」での講話を継続しながら、広く市民に「フレイル予防」の重要性を知っていただけるよう周知啓発も行っていく。		

<施策の方向性>

(2)食の安全・安心に対する理解を深めます  
③災害時に備えた食料備蓄の周知啓発

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	実施内容【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
災害時に備えた食料備蓄の周知啓発を行う。	健康課	ホームページなどによる食料備蓄に関する周知啓発回数	1回/年	1回以上/年	3回	・広報6月号「食育コラム」掲載 ・広報11月号「備蓄の日」の周知 ・パネル展示 1回 @多摩平の森ふれあい館 2/20～3/8 <テーマ> 日常備蓄(ローリングストック)	○	計画通り実施することができた。	食育として周知啓発を行うテーマが多いため、広報は紙面を確保するのが難しい。	・効率的に周知啓発するため、LINEでの発信や、関係課との連携について検討する。	5	・9/1防災の日、3/11東日本大震災の日等と関連付けて周知啓発が出来るとうい。 ・市内施設の避難訓練時に備蓄の必要性についての講話を行うなど、ホームページ以外の周知啓発もよいのではないかと。 ・LINEやTwitterやメディアなどの幅広い発信は効果が高い。

## 基本目標 2 食を通じて、豊かな心を育てます

<施策の方向性>

- (1)多様な暮らしにおける食への理解を深めます  
② 食育の普及啓発

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	実施内容【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
乳幼児・児童・生徒やその保護者に対し、食育の基本である「家庭における食育」の大切さを周知する。	保育課	家庭における食育の周知啓発回数	1回/年	1回以上/年	12回	・食育だより 12回 ・食育レシポ 3回 ・保護者懇談会 1回	○	新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策をとりつつも、紙媒体を有効活用し、周知啓発に努め、概ね計画通りに実施できた。	栄養士からは、従来行ってきた直接的な対話による周知啓発が実施できていない悩みがあった。	直接的な対話による周知啓発を行うことができる機会に向けて、事前に準備を進める。一人一人の栄養士が食育の課題をみだし、専門職として情報の交換を深めていく。	5	・現在の食育だより等で保護者にどれだけ伝わっているか疑問である。保護者へのアンケート調査などで周知啓発の効果測定ができることではないか。
	学務課		—	1回/年	1回/年	各学校から保護者へ向けたおたよりに等により「家庭における食育」の大切さを周知した。	○	計画通り実施することができた。	市計画に関連した食育に関する周知啓発事項が複数有り、管理が煩雑となっている(すくすくプラン、食育推進計画、子どもの貧困対策等)。	周知を継続する。		・家庭での食育は大切だが、食事を作るのが苦手な親も多い。そういう人達に対しての周知啓発方法も考えていかななくてはならない。 ・子ども自らが必要最低限の家事や炊事に取り組むことができるような機会の創出と教育をしていくことで、子どもの未来につながっていくのではないか。

<施策の方向性>

- (2)次世代へ食文化を継承します  
① 食文化の継承 ② 食事を作る力の育成

					主管課評価					食育推進会議評価		
取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	実施内容【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
幼児に対し、給食で郷土食や行事食の提供を行う。	保育課	郷土食や行事食の提供回数	12回/年	12回以上/年	37回	・食育の日 12回 ・行事食 25回	○	概ね計画通りに実施できた。	行事食や伝統食を取り入れた食事を家庭で食べる機会が少なく、保育園での給食提供を重んじる保護者が増えている傾向がある。	引き続き、給食の取り組みを通じて、家庭で取り組みやすい情報を提供できるように工夫していく。	4	・行事食への取り組みは小学校以降も同じペースで取り組めるとよいのではないか。
生徒に対し、テーブルマナー教室でマナー指導を行う。	学務課	テーブルマナー教室実施回数	1回/年(中学校)	1回以上/年(中学校)	1回以上/年(中学校)	テーブルマナー教室の実施(中学校)	○	計画通り実施することができた。	業務負担(当日手伝い等)の軽減、事務効率化	テーブルマナー教室を継続する。		・核家族化が進む中、家庭での実施が難しい状況にある。親子で体感できるような学びの場を設け、実施する機会の創出とハードルを下げることで、家庭での実施率も上がる可能性がある。
児童・生徒に対し、調理体験を実施する。	子育て課(児童館)	調理体験の実施回数	10回/年(10館)	65回/年(10館)	20回(10館)	「豚汁と味噌汁ランチ」「カレーライス」「パスタ」「豚丼」「オムライス」「ロールサンド」「ホットケーキ」「餅ピザ」等食事調理活動。「アップルパイ」「ブラウニー」「生チョコ」「チョコクランチ」「クレープ」「スイートポテト」等おやつ調理活動。食文化継承として田んぼもちつき事業実施。	×	コロナ禍において制限のある中、できることを模索しながら、食育に取り組んできた。簡単にできる調理活動を体験することにより、基本的な知識を学び、食に興味を持ち、作ってもらえないから食べないのではなく、自分で作る力を身に付けられるような機会に繋がった。	施設環境などが整わず、調理活動実施が難しいところもある。	制限が緩和される中、安全に留意しながら、子どもたちの調理活動を行い、「食べること」=「生きる力」を育成する。また協力して作ったものを仲間とともに食べる体験を大切に、子どもたちの意見を取り入れながら、取り組む内容を決めていくことも今後の展開として検討していきたい。		・必ずしも実施回数が多いから食育ができているという訳ではないので、回数だけにとらわれることなく、地道に活動を続けていくことが大切である。 ・各施設の設備に合わせて、メニューの内容を工夫する等再検討が必要である。 ・調理体験に和メニューが増えることによりよいのではないか。 ・令和5年度はより活動ができることを期待している。

### 基本目標 3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます

<施策の方向性>

(1)地産地消を推進します  
①日野産農作物の活用 ③地産地消の機会の提供

取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	主管課評価					食育推進会議評価	
						実施内容【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
学校給食で、日野産農産物を活用する。	学務課	学校給食での日野産野菜利用率	28.3%	25%以上	30.60%	・日野産農産物を積極的に活用した献立作成や発注の実施 ・学校栄養士と生産者等による顔の見える関係づくり(学校給食地元野菜等供給事業打合せ会議等)	○	数値目標を達成できた。	日野産農産物安定供給の継続	25%達成を維持できるように日野産農産物の活用を継続する。	4	・新型コロナウイルス感染症流行の影響もある中、よく取り組んでいると感じる。令和5年度に期待する。 ・出張販売だけでなく、JA等での販売についても目標回数に取り入れてよいのではないか。
出張販売で、日野産農産物を販売する。	都市農業振興課	出張販売による新鮮な日野産農産物の販売箇所数	17か所	20か所	17か所	市役所本庁での出張販売のほか、各種イベントへの出店参加	×	学園祭や地域のイベントへの参加など、新規の取り組みもあったが、目標値を下回った。	出張販売を行う人員が限られていることから、現状での拡大には苦しさがある。	新規の出店要請への対応及び体制を検討していく。		・販売・運営スタッフの高齢化や負担の増加があるのではないか。拡大・継続のために、若いスタッフの育成を視野に入れていく必要があるのではないか。

<施策の方向性>

(2)農業体験を推進します  
② 農業体験の促進

取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	主管課評価					食育推進会議評価	
						実施内容【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
ファーマーズセンターで、食農体験事業を実施する。	都市農業振興課	食農体験事業の実施回数	13回/年	40回/年	38回	市民親子野菜塾 8回 援農・野菜栽培塾 17回 飾り巻き寿司教室 11回 栗さんとん作り教室 1回 親子大根収穫体験 1回実施	×	コロナウイルス対策での制約も少なくなく、各種イベントは復活しているが、目標値には届かなかった。	定例イベントの他に、新たな事業の企画立案が必要である。	定例イベント以外に単発の講座等の実施を目指す。	4	・新型コロナウイルス感染症流行の影響もある中、よく取り組んでいると感じる。令和5年度に期待する。 ・市民のファーマーズセンターの使用回数も数値に入れてもよいのではないか。

<施策の方向性>

(3)食品ロス削減を推進します  
① 食品ロス削減の周知啓発

取組内容	担当課	取組指標	ベースライン(R3)	目標値(R8)	令和4年度実績	主管課評価					食育推進会議評価	
						実施内容【目標達成のために実施した事業】	評価	評価コメント	課題	今後の展開・次年度への反映	推進会議評価	評価コメント
食品ロス削減の周知啓発を行う。	学務課	食品ロス削減に関する周知啓発回数	—	2回/年	2回/年	各学校から保護者へ向けたおたより等により「食品ロス削減」を周知した。	○	計画通り実施することができた。	市計画に関連した食育に関する周知啓発事項が複数あり、管理が煩雑となっている(すくすくプラン、食育推進計画、子どもの貧困対策等)。	周知啓発を継続する。	5	・各課のテーマが重なる部分を凝縮した内容に整理することで、市広報誌を有効活用できるのではないか。
	健康課(事務局)		—	1回/年	2回	・リーフレット「ムダなくおいしくおたすけレシピ」の作成と配布(3月) 児童約8400人、生徒約4500人 ・広報10月号「食品ロス削減月間」の周知	○	庁内栄養士からなる専門職部会で検討を重ねて作成したリーフレットを、児童・生徒の家庭に配布、周知することができた。	・紙媒体による周知については、環境負荷も考慮する必要がある。 ・食育として周知啓発を行うテーマが多いため、広報は紙面を確保するのが難しい。	効率的に周知啓発するため、LINEでの発信や、関係課との連携について検討する。		

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本となる事項（第4条—第13条）

第3章 推進体制（第14条）

付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくるのが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、日野市（以下「市」といいます。）の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。

(2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。

(3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜（りんごなどの果物、卵を含みます。）をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館（学童クラブを含みます。）をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業（畜産業を含みます。）を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対し、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

## 第2章 基本となる事項

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。

7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。

8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るよう努めます。

2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むよう努めます。

2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法（昭和29年法律第160号）を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。

3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。

4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。

4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。

5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。

2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。

3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。

6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。

7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。

2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。

2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。

3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。

4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。

2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。

3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第13条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

### 第3章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第14条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第33条第1項の規定により、日野市食育推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

(1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。

(2) 食育計画の作成に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員8人以内で組織します。

(1) 公募市民 3人以内

(2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。

8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。

10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。

11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正します。

## 日野市食育推進会議の概要

### 1.食育推進会議委員名簿

任期 自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
青木 めぐみ	公募市民
○ 鹿志村 紀美枝	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)
嘉 藤 純 子	公募市民
◎ 白 尾 美 佳	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授)
杉 崎 聡 美	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・一般社団法人 きほんの木代表理事)
長谷川 育 代 (令和5年6月28日～)	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園会代表・会長・万願寺保育園園長)
旗 野 利 之	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表)
宮 澤 和 美	公募市民
吉 富 正 敏 (～令和5年3月31日)	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市民間保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)

(氏名は50音順、敬称略。◎:会長、○:副会長)  
(所属は令和5年6月現在のもの)

### 2. 会議の経過

開催回数 1回

開催回数	開催年月日	内容
令和5年度第1回	令和5年6月29日	・第4期日野市食育推進計画の評価について